

「太陽光発電の余剰電力買取制度」購入料金単価について (平成23年3月31日までのお申込み分)

1 購入料金単価^(注1)

購入料金単価は、下表のとおりです。

太陽光発電設備の容量変更等がない限り、当初適用された単価は10年間固定です。

(受給電力量1kWhあたり、消費税等相当額含む)

太陽光発電 設備容量 ^(注2)	住宅用(低圧供給)		非住宅用(高圧以上供給)	
	太陽光発電 設備単独	他自家発電 設備等併設 ^(注3)	太陽光発電 設備単独	他自家発電 設備等併設 ^(注3)
10kW未満	48円	39円	24円	20円
10kW以上	24円	20円		

(注1) 平成23年3月31日までに新たに余剰電力受給契約のお申込みを受け、原則として平成23年6月30日までに購入を開始した場合(平成21年11月に開始された「太陽光発電の余剰電力買取制度」導入前に設置されたものも含みます)の単価です。

(注2) 太陽光発電設備容量は、太陽電池出力とインバータ出力のいずれか小さい方とします。

(注3) 「他自家発電設備等併設」とは、「太陽光発電設備以外の自家発電設備等(家庭用燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等)を併設されている場合で、かつ、当該発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流は発生しないものの、当該発電設備の併設によって太陽光発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流量が増加し得る場合」をいいます。

2 固定単価での購入期間

受給開始日から、その日以降最初の検針日が属する月の翌月から起算して120月目(10年目)の検針日の前日までの期間となります。

平成21年11月の検針日以前に余剰電力受給契約を締結されているお客さまは、平成21年11月の検針日から平成31年11月の検針日の前日までの期間(10年間)となります。



ずっと先まで、明るくしたい。